

上峰町立上峰中学校 いじめ防止基本方針

平成26年 4月 1日策定
(平成26年10月 1日改訂)
(平成29年 9月 1日改訂)

1 策定の意義

いじめは、人権の侵害であり、生徒の身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、決して許されるものではない。そのため、「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる」との認識をもち、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。このことから、いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域、関係機関等と連携して取り組むために基本的な方針を策定する。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、当該(被害)生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。たとえ、それが好意から発せられた行為であっても、当該生徒の苦痛を伴うものであれば同様とする。

また、いじめの解消については、以下の状況をもって判断する。

- ① いじめ行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が、少なくとも3ヶ月止んでいること。
 - ② 被害生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。
- (1) いじめの防止は、すべての生徒が安全・安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
 - (2) いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない卑怯な行為であることを、生徒が十分に理解できるようにする。
 - (3) いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することを第一義に、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

3 いじめの防止に向けた指導体制・組織

- (1) いじめ防止等の措置を効果的に行うために校内にいじめ防止対策委員会を設置する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」のメンバーを、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、該当学年主任・生徒指導担当・学級担任とする。ただし、状況に応じて部活動顧問他の関係教職員を委員とする場合もある。
なお、いじめの状況や内容等により必要と認める場合は、校内委員会に外部委員（学校評議員1名、スクールカウンセラー1名、PTA代表1名、町教育委員会、その他必要と認める関係機関）を加えた「拡大いじめ防止対策委員会」を設置して、その対応にあたる。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容は次のとおりである。

○ 学校基本方針に基づく取り組みの実施	○ 具体的な年間計画の作成・実行・評価
○ 相談及び通報窓口の設置	○ 情報の収集と記録、共有、対応策定
○ 相談アンケートの定期的な実施と対応	

4 いじめの防止に向けた取組

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を育むことがいじめの防止に資することを踏まえ、人権教育を推進しながら、すべての教育活動を通して思いやりの心を育てる。また、機会を逃さず生徒理解に努める。
- (2) 毎日の授業をはじめ、学校・学年行事、体験活動、生徒会活動に主体的に参加し活躍できるよう生徒一人一人を大切にする授業づくり・集団づくりを行う。
- (3) すべての教職員が「いじめを絶対に許さない」という強い決意をもち、日頃から生徒との信頼関係の構築と、保護者へのいじめ問題の理解を深める啓発活動を行う。
- (4) 集団の一員としての自覚を育むことで、生徒が互いを認め、支え合う学校風土をつくる。
また、週末アンケートの実施によりいじめの兆候の把握に努める。
- (5) 教職員の言動が生徒を傷つけたりすることが絶対にならないよう、指導・支援のあり方に細心の注意を払い、月1回の教育活動に関する自己チェックを行う。
- (6) 職員連絡会や生徒指導協議会等において、指導・支援を要する生徒に関する情報交換を行い、その対応について協議する。
- (7) いじめ防止に関する職員研修の充実を図り、教職員の対応力及び指導力の向上に努める。

5 いじめの早期発見に向けた取組

- (1) 軽微な兆候であっても「いじめ」ではないかとの危機意識をもってあたるなど、疑わしきは生徒指導主事への報告を義務づけ、いじめの積極的な覚知に努める。
- (2) 生徒の些細な悩みも気軽に相談できるよう教育相談窓口を設置し、スクールカウンセラーとの相談機能を高める。また、サインを見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (3) いじめの兆候を察した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、その情報を共有して、迅速な対応に努める。
- (4) 週末アンケートや教育相談の実施、小中連携による情報共有、家庭や地域からの情報提供等により、いじめの実態把握が行われやすい体制づくりに努める。

6 いじめ事案への対応

- (1) いじめ発生時の対応
 - ① 通報や相談により、いじめと思われる事案を覚知した場合は、直ちに対策委員会を開催し、聞き取り等の調査を行うとともに、速やかに教育委員会に第1報を行う。
 - ② いじめを認知した場合は、対策委員会で調査方法、被害・加害生徒・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに事案の状況に応じ、外部委員を加えた拡大対策委員会を開催する。認知後1週間後、いじめ第2報を提出する。
- (2) 重大事態への対応
 - ① 次に掲げる場合には、その重大事態として対処し、直ちに上峰町教育委員会に報告するとともに必要に応じて専門機関や所轄警察署等に通報しながら連携を進める。
ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
イ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ② 上峰町教育委員会と協議のうえ、「拡大いじめ防止対策委員会」を設置し、生徒の人間関係や学校の対応も含めた事実関係を明確にするために調査を実施する。
 - ③ 被害生徒の保護とケアを最優先するとともに、加害生徒に対して教育的配慮のもとで適切な指導・支援にあたり、いじめの解決・解消に努める。
 - ④ 事案にかかる調査結果については、個人情報に十分配慮しながら、関係の生徒・保護者への適切な情報提供を行うとともに、問題解決のために有効に調査結果を活用する。
- (3) ネットいじめの防止
 - ① ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員のいじめに対する対応力及び、指導力を高める。
 - ② 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の問題点について、少なくとも年に1回以上、講演会等を開催し生徒の理解を深める。
 - ③ 学校ホームページや保護者向けの文書・リーフレットなど、PTA役員とも連携し、さまざまな方法や機会を活用して生徒や保護者への啓発活動を行う。
 - ④ ネットいじめを発見した場合、情報削除や発信者への対応など適切かつ迅速に対応する。必要に応じて所轄警察署等の外部機関と連携して対応する。

7 いじめの再発防止の取組

認知したいじめについて、被害生徒へのケアや加害生徒への指導など、適切な措置を行った後、双方の保護者も交えた謝罪の場を設定し、一定の解決が図られてから3ヶ月以上その後の観察や面談などを行う。通常の生活に戻った状態を「解消」と判断し、教育委員会に報告する。

8 いじめへの対応力の向上を図る教職員研修の推進

- 1学期 … いじめの定義、対応等についての研修
- 2学期 … いじめへの対応力向上を図る研修、情報モラル研修、事例研修
- 3学期 … いじめ防止等の取組の課題、次年度の取組についての研修

9 取組体制の点検及び評価について

いじめ問題の対応について学校自己点検を行い、改善充実に努めるため定期的に「いじめ問題に関する点検項目」を活用して点検する。

学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し取り組む。年度末に評価を行い、次年度に向けた取り組みの改善に活かす。

※ この方針は、平成29年9月1日現在のものであり、今後も必要に応じて改定する。